

平成23年6月29日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番 | 中 村 | 一 堯 | 9 番 | 光 武 | 学 |
| 2 番 | 稻 富 | 雅 和 | 10 番 | 徳 村 | 博 紀 |
| 3 番 | 勝 屋 | 弘 貞 | 11 番 | 福 井 | 正 |
| 4 番 | 竹 下 | 勇 | 12 番 | 水 頭 | 喜 弘 |
| 5 番 | 角 田 | 一 美 | 13 番 | 橋 爪 | 敏 |
| 6 番 | 伊 東 | 茂 | 14 番 | 松 尾 | 征 子 |
| 7 番 | 松 尾 | 勝 利 | 16 番 | 中 西 | 裕 司 |
| 8 番 | 松 本 | 末 治 | | | |

2. 欠席議員

15 番 橋 川 宏 彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 谷 口 秀 男
局 長 補 佐 下 村 浩 信
管 理 係 長 西 村 正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|---|----------------|---|---|---|----|
| 市 | 長 | 樋 | 口 | 久 | 俊 |
| 副 | 市長 | 北 | 村 | 和 | 博 |
| 総 | 務部 | 藤 | 田 | 洋 | 一郎 |
| 市 | 民部 | 迎 | | 和 | 泉 |
| 産 | 業部 | 中 | 川 | | 宏 |
| 建 | 設環境部 | 平 | 石 | 和 | 弘 |
| 会 | 計管理者兼会計課 | 中 | 村 | 博 | 之 |
| 企 | 画課 | 打 | 上 | 俊 | 雄 |
| 総 | 務課 | 大 | 代 | 昌 | 浩 |
| 財 | 政課 | 寺 | 山 | 靖 | 久 |
| 市 | 民課長兼選挙管理委員会事務局 | 田 | 中 | 一 | 枝 |
| 税 | 務課 | 中 | 村 | 和 | 典 |
| 福 | 祉事務所 | 橋 | 村 | | 勉 |
| 保 | 険健康課 | 栗 | 林 | 雅 | 彦 |
| 農 | 林水産課 | 森 | 田 | 利 | 明 |
| 農 | 林水産課参事 | 橋 | 口 | | 浩 |
| 商 | 工観光課 | 有 | 森 | 滋 | 樹 |
| ま | ちなみ建設課参事 | 森 | 田 | | 博 |
| 環 | 境下水道課 | 福 | 岡 | 俊 | 剛 |
| 水 | 道課 | 松 | 本 | 理 | 一郎 |
| 教 | 育 | 小 | 野 | 原 | 利 |
| 教 | 育次長兼教育総務課 | 中 | 島 | | 剛 |
| 生 | 涯学習課長兼中央公民館 | 土 | 井 | 正 | 昭 |
| 同 | 和对策課長兼生涯学習課参事 | 中 | 村 | 信 | 昭 |
| 農 | 業委員会事務局 | 松 | 浦 | | 勉 |
| 監 | 査委員 | 植 | 松 | 治 | 彦 |

平成23年6月29日（水）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成23年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

| 順番 | 議 員 名 | 質 問 要 旨 |
|----|-----------|---|
| 10 | 7 松 尾 勝 利 | 1. 東日本大震災発生から3ヶ月、鹿島市としての「災害に強いまちづくり」の考え方 (1) 鹿島市地域防災計画の見直し (2) 今後の課題と対策 2. 有明海再生 (1) 諫早湾干拓、開門調査に伴う環境影響評価の中間報告について (2) 有明海特別措置法の延長について (3) 周年操業に向けた取組み |
| 11 | 8 松 本 末 治 | 第5次総合計画と平成23年度事業 「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」 1. 農業振興について (1) 六次産業化の推進 (2) 防災対策 2. 少子高齢社会への対策 (1) 少子化ストップ (2) 元気な高齢者 3. 地方政治「二元代表制と議会改革」 ・議員定数 ・議員報酬 |

午前10時 開議

○議長（中西裕司君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中西裕司君）

本日の日程は、お手元の日程どおり一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。まず、7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

7番議員松尾勝利です。一般質問の前に、前回の3月議会の折に、3月11日に発生しました東日本大震災で亡くなられた方、あるいは行方不明の方、また、家などをなくされ、避難生活を余儀なくされている方々に心から御冥福とお見舞いを申し上げます。

6月26日の紙面ですけれども、大震災の被害者数は、亡くなられた方が1万5,492名、行方不明の方が7,356名、避難、転居をされている方が11万2,405名と報道をされており、福島第一原発の二次的災害を考えますと、改めて被害の大きさを認識し、一日も早い復興を願うものであります。

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

まず1点目は、東日本大震災から3カ月以上が過ぎました。鹿島市として、このことを教訓として市の地域防災をどう検証し、計画の見直しをされるのか、お尋ねをいたします。

このことについては、今議会の一般質問の中で多くの方から同趣旨の質問があっており、関心の高さがうかがわれます。私が6人目になるとは思いますけど、正直質問することが少なくなってきました。重複することもあると思いますが、市としても重要な問題でもあり、お許しを願いたいと思います。

鹿島市の地域防災計画は、国の災害基本計画、佐賀県地域防災計画にのっとったものであり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減するものであると認識をいたしております。

市長は今議会の演告で、今回の震災を教訓として鹿島市の防災対策を点検し、まず早急に取りかからなければならないことから順次整理を始めているところであり、鹿島市地域防災計画の見直しを初め、避難場所、避難経路、住民への伝達方法など整備作業に着手したことを述べられております。

また、佐賀県は、6月13日の東日本大震災と福島第一原発事故を受けた県地域防災計画見直し工程表を公表しました。――失礼しました。6月13日に県地域防災計画見直し工程表を公表いたしました。原子力発電所の立地県であり、早急な対応が求められていることから、来年3月までに新しい防災計画をまとめるとされております。

当市としても、従来の防災計画を見直す際に市としてどのようなことを変えようとしておられるのか、また、変えなければいけないと考えておられるのか、また、見直しの工程はどう考えておられるのか。その際、議会へも報告しながら進められるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

また、6月の水防防災の合同会議の折に改正点が示されたと同いしましたが、重立ったものをお知らせいただきたいと思います。

次に、有明海再生について質問いたします。

まず、諫早湾干拓開門調査に伴う環境影響評価の中間報告についてお尋ねをいたします。

このことについては、昨年12月に福岡高等裁判所が有明海の異変と干拓との因果関係を認め、諫早湾干拓の排水門をあけて調査をなさいという判決が下されました。

私は、さきの12月議会、3月議会において、この判決を受けた国や長崎県、佐賀県などの関係県のその後の動きについて質問をしてきました。

6月10日、当初5月中旬とされていた国営諫早湾干拓事業潮受け堤防排水門の開門調査に伴う環境影響評価の中間報告がやっと公表をされました。中間報告の骨子は、開門方法は、1つが当初から全開する方法、2つ目が3段階に分けて開き、最終的に全開する方法、3つ目が開閉操作により海水流入量を調整する2つのパターンで、合計4通りの方法が示されました。また、開門をすれば潮流の一部回復は見込めるが、有明海の大幅な環境の変化にはつながらない。農業用水の代替水源確保や排水ポンプ設置などの対策で、工事費として開門方法に応じて82億円から1,077億円の費用がかかる。開門時の農業用水の代替水源としては、工期が短く、事業費も抑えられる井戸水を使用する方法でやる。当初から全開する方法では、突発的な洪水が堤防を越す可能性があり、対策が必要となることなどが上げられております。

この報告を受けて、関係する県、市、町、漁協などが7月10日までに意見書を提出するようになってきていると思います。その後、8月下旬に環境影響評価書の準備書を公表し、再度聴取手続を終え、年度内に最終的な評価書の公表となる手順になっております。

また、福岡高裁判決は、2013年12月までの開門を義務づけており、残された時間が少ないことから、鹿野農水大臣は8月の来年度予算概算要求に対策費の一部を盛り込みたい考えも示されております。

ここまでは私が今回の質問で準備をいたしておりましたが、一昨日、長崎地裁で佐賀、長崎両県の漁業者41人が国に潮受け堤防排水門の開門などを求めた訴訟の判決で、長崎地裁は27日、事業は公共性が低いとは言えず、開門しないことが原告に対する違法な侵害行為とは認められないとして請求を棄却いたしました。

昨年12月の福岡高裁判決とは全く逆の結論となり、開門に向けた動きがやっと始まったばかりのときに今回の判決は納得できるものではありません。筒井副大臣は、確定した高裁判決で3年以内、5年間の法的義務を負っている。農水省として長崎の判決で方針が変わることはないとしながらも、長崎県側の協議の影響はハードルが上がった、同意を求める活動は厳しく難しくなると述べられております。また、同副大臣は6月19日、鹿野農相と長崎を訪れた際、開門の方法について調整池の水位や流速を調整する制限開門が現実的な方法であるとし、全開門と段階的開門には否定的ともとれる発言をされております。

開門調査は諫早干拓事業が有明海の環境にどのような影響を及ぼしているかを調べるのが本来の目的であり、なるべくもとの状態に近づく方法で行うことこそが求められていると私は思います。

長崎県側は、ますます態度を硬化してきております。環境影響評価の中間報告、それに伴う説明会、さらに長崎地裁の判決結果、これら一連の出来事から今後の展開をどう見ておられるのか、時間があるようではありません。樋口市長の所見をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、有明海特別措置法の延長についてお尋ねをいたします。

正式名称は、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律のことですが、平成13年1月に有明海全域でプランクトンが大量に発生し、ノリなどが大被害をこうむったことを受けて、平成14年に公布、施行された法律であります。

漁場整備関係では、沖合漁場の海底耕うん、作潒、ナルトビエイの駆除事業、漂流・漂着ごみの除去、栽培漁業資源管理においては、クルマエビの共同放流、漁獲状況調査、試験研究関係では、ノリの安定生産、品質向上にかかわる試験研究、赤潮の発生状況の調査、水産資源回復技術確立としてアゲマキやガザミ、タイラギ等の技術確立調査等が行われてきております。

有明海異変の原因究明のための調査については、一刻も早い実施を望むものでありますが、いまだ道筋が不透明であり、環境保全及び改善を図るための事業は引き続き実施することが必要であると考えております。

この有明海特措法は、来年度見直しが行われることになっており、従来とられてきた補助率の引き上げについてもぜひとも延長をお願いしたいと考えております。本市としての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、周年操業に向けた取り組みについて質問をいたします。

鹿島市の漁業については、主幹とされるノリの水揚げが22年度25億円と久々のいい結果が出ました。しかし、原油価格の高騰や生産資材の高騰によって実質的な収益は生産者の思いよりはかなり厳しい状況でありました。より安定した経営をするためには夏場の収入が不可欠であり、当地区においては以前よりサルボウガイ、アゲマキ等の漁業がありますが、本市としては、これらの生産状況についてどう把握をしておられるのか、お伺いをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

幾つか御質問がございました点、大きく分けて、1つは防災の話と有明海をめぐっての話、主要な部分につきまして私のほうからお答えを申し上げたいと思っております。

まず、鹿島市の地域防災計画、これは御質問の中でもございましたように、災害対策基本法という法律がございまして、この規定に従ってつくらないといけないとされております。

そこで、だれがつくるかというのが明文に書いてございまして、鹿島市防災会議の作成ということになっております。したがって、形式的に言いますと鹿島市が定めるというわけではないものですから、そことよく御相談をしないとイケないという点だけは理解をしていただきたいと思います。

それから、その中で国の防災基本計画、それから佐賀県の地域防災計画、これが修正され

たら、その修正を反映させるという必要がある場合は必ず修正しろと、こうなっているんですね。それからもう1つは、国や県の防災計画と整合性をとれと、この2点がありますので、ある意味では自動的ではない、他動的というところちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、鹿島市が最初に引き金を引くという話ではないという仕組みにそもそもなっているということを御理解いただきたいと思います。

そのときに、最終的に国なり県のものででき上がってしまうまでじっと見ているというのも、これまた手おくれになるという可能性が十分予想されるわけでございまして、もう既に手直しをしたように、明らかにやるべきことがあれば、それは私たちの権限といいますか、防災会議の権限で直せますので、それは必要な手直しはするというところで、既にこの梅雨の時期を控えている前に水防関係では必要な手直しをしたということでございまして、御要望がございましたので、担当のところからどういう直し方をしたか、御紹介は後ほどすると思います。

ただ、どういうふうにも基本的に考えてこれに対応していくかという御質問がございました。この点、お話をしておきたいと思います。

まず、災害に強いまちと一言で言いますとどういうイメージだろうか。私自身の考えでいいますと、2つあると思うんですね。事前にしっかり備えておく。それで備えができておるかどうか。それから、これもしばしば申し上げていることなんですが、まさかということが起きるとするのが常に心構えとしてしておかないといけないんですが、今回まさにまさか、万一ということが起きたわけでございまして、そういうときにしっかり対応できるような用意ができているか、この2つだと思うんですね。

そういうときにまた少し分けてみますと、これにもハード面とソフト面と2つあると思うんです。ハードの面でいいますと、事前の準備として、例えば堤防はしっかりしているかとか、橋はしっかりしているか、あるいは道路なども、あるいはいろんな住居、施設につきましても耐震構造はどうなっているだろうか、こういうのがしっかりしていると、予防のための手当てがしてあるかと。それから、万一そういう災害が起きたときは、災害緊急対応のための施設、そういうものはちゃんとできているのだろうか。わかりやすく言いますと、指揮のセンターになります市役所は大丈夫だろうか、万一だめになったらどうするかね、もうこれは既にそういう議論はありましたし、検討に着手をしております。あるいはどなたかからも重ねて質問がございましたけど、備蓄のための倉庫とかしっかりしとっすかねとか、あるいは万一のときの情報設備が大丈夫だろうか、緊急のためのヘリポートとか避難の施設は大丈夫だろうか、こういう面がハードの面だと思うんです。

ソフトのほうは、組織体制、連絡のためのシステムができているかというのが1点。もう1つ、一番大事なことは、今回の東北の震災の中である意味では証明されたと言ってもいいんですけども、訓練をしっかりやらないといかんと。こういうハード面とソフト面がしっ

かりできているかと。縦横眺めて大丈夫よね、ここまでやれば、まあ今のところ目いっぱいでしょうということをやれば、これは災害に強いまちというイメージではないかなと私は思っております。

そういうことを頭に置いて、今後手直しがされていきます防災計画なり基本計画とあわせて修正をするものについて、可能な限りの手当をしたいと、そういうふうに思っております。

ただ、大事なことは、計画だけではだめなんで、それがちゃんと肝心なときに動くかどうかと、これが大事なことだと思っております。

次に、有明海の今回のいわゆるアセス、中間アセスと言われているやつですね、これについてお話をしたいと思えます。

まず、前提といいますか、議論がふくそうしないための確認みたいな話なんですけど、話の中心になりますのは2つなんです。1つは、福岡高裁の判決です。これはもうお話がございましたので、重ねて申し上げません。開門調査をするのが必要だ、適当だと、これはもう確定をいたしたわけでございます。政府としても、その判断に従ってアクションを起こすと、行動しますと約束をされたということございまして、議員のお話の中にもありましたように、できるだけもとの状態に近い形で、時間はもとには戻りませんが、できるだけもとの状態に近い形で調査をすると、これは一つ前提なんです。

今回のアセスは、開門そのものに実は着目をいたしております、いろいろな開門の方法を並べてありますけれども、最終的には3つ、4つと言ってもいいんですけどね、それによって、現在の有明海、今現にある有明海、むしろ、調査の結果を見ますと、諫早湾と言ってもいいんですけども、その周辺ですね、それにどういう影響があるだろうかという、いわば今後の予測をしております。そういう性格のものだということを前提にして話をしないと、例えば、後から来た中間アセス素案と言われるものについてどう思うかということだけが議論になってしまうということなので、我々は本筋を見誤らないようにしないといけないと思っております。

つまり、宝の海と言われております有明海を取り戻すということを念頭に置いてどのような開門方法が適当かと、それを探るのが本来の道筋だと思うんですよ。これは議員もおっしゃったとおりです。

ところが、アセスが余りに取り上げられてしまいますと、開門の影響の程度が80億円から1,000億円みたいな話だけがひとり歩きをしまして、そのことによってどのような開門方法が適当かと探るという話になってしまいます。これは主客転倒した話ではないかと私は思っているわけでございます。あくまでも今回のアセスは主役ではなくてわき役だと。主役はもとの状態にどうやったら近い調査ができるだろうかということのを頭に置いて対応することが適当だと。そこのところを誤解しないように我々はきちっと確認しておかないといけないと思うんです。

ところが、最近の状態を見ますと、何かだれかの歌じゃないですけど、三步進んでまた二歩下がるみたいな話ばかりで、非常にもどかしい感じがしているというのが率直な感じでございます。

このアセスと呼ばれるもの、もともと1年前に農水省の中にあります諫早湾干拓事業検討委員会と、これは御承知だと思いますが、そこが判決とはまた別に今後のことを考えていて、高裁の判決以前に開門したほうがいいんじゃないかということ的前提にどうしたら開門できるかということを検討していたものを材料として取りまとめられたものだと。これは私の理解ですよ。私はそういうふうに理解をしております。つまり、あの開門せんといかんという話が決まってからやられたものじゃないということもちょっと頭に置いておく必要があるのかなと思っております。

つまり、くどいようですが、この素案は開門の必要性を前提にして、開門する場合にどういうやり方ならば諫早湾及びその周辺を中心としてどのような影響があるかを検討して評価したものでございます。そう考えると、開門の方法は、選択するときの基準は、片方で調査の本来の目的に沿うものであるかどうか、片方で現実に存在している営農、あるいは防災という目的がございしますから、どう折り合いをつけるかということを検討せざるを得ないということは事実なんです、あくまでも目的を見失ってはいかん。

したがって、物理的に不可能かどうかというものは、これはもうやむを得ない。多額の経済的負担が要る、金がかかるという理由でこの方法はちょっと適当じゃないんじゃないかみたいな議論に傾いていくというのは、さっき言いましたように主客転倒の議論になりかねないので、そこは我々は見ておかないといけないと思っております。

さらに、これはちょっとうがった見方かもしれませんが、開門せんばいかんけん開門すればよかやんねというアライヴづくりとか、そのような観点からまさかされているとは思いませんけれども、そういうような議論があったら、これはもうとんでもない話だと、そう思っておいていいんじゃないかと思えます。

ちょっと長くなりましたが、そういう前提をのみ込んだ上で、そしてどう考えるかと。そういうことになったら、現状では段階的な開門というのがございます。ほかに何かあるかと言われたら、それは10も20もつくれば幾らでもパターンはできると思いますが、現在のパターンはある程度きっちり整理はされていますので、段階的な開門、資料によりますとケース2と言ってもいいんですかね、そこによるのもやむを得ないのかなと。私の考えではそろそろ期限が参りますけれども、その期限までに市の意見を言えということであれば、そういう意見を提出するという方向で整理をしたいと思っております。

いずれにしても、国も佐賀県も一たん開門に向けて歩き始めたというわけですから、長崎地裁の判決が出たとかいうことにあんまりとらわれんで、前向きの姿勢、その姿勢を変えないできっちり調整をしてもらいたいと思っております。

特に、現実にかぎといたしますか、スイッチを持っているのは長崎県なんですよね。これはもう議員御承知だと思います。したがって、実際問題は長崎県がそれを動かないと、幾ら関係者が鼻ついて、あれ上がりませんのでね、扉が。そういう意味では国は粘り強くしっかりと、今言ったような前提をのみ込んだ上で長崎県の説得調整に力を注いでほしいなと思っているというのが最終的なといたしますか、現時点でぎりぎり言えることではないかと思っております。

とにかくこれ以上、これまでも混乱をした部分がございますが、近県同士でいがみ合うとか、そういうことがないように、その取り扱いというのは非常にまた長崎地裁でハードルが上がったという議論もございますが、さらに混乱を深めるということにならないことを期待しているということでございます。

最後に、特別措置法の関係ですね、これはお話ございましたように、概括的に言えば4つのことが書かれている法律ですね。1つは、有明海と八代海を再生するために国とか地方公共団体がどのような措置をやらないといけないかという関係者がとるべき措置、漂流物をのけなさいとか、森林の整備にも頑張んなさい、あるいは酸処理剤は適当に使いなさい等々いろんなことが書かれております。こういうとるべき措置が1つ。

それから、国とか県で調査研究のためやりなさいと、その体制はこうしなさいというようなこととか、今、河川が流入してきて海にいろんな負荷をかけております。そういう負荷を削減するというためにどういうことをすればいいんだろうか、そういう措置、これが2つですね。

それから3つ目が、じゃ、そういうことをするときを含めて、水産関係の業者の方とか漁業者が受けられた被害、この救済とか支援、そういうのが3つ目に書かれております。

最後に、地域の関係者にそういうことを知らせる、あるいは勉強してもらおうと、そういうことの知識の普及について、国と関係の地方公共団体は何をしないといけないか、この4つが書かれておるわけでございます。これは来年度にといたしますか、なる前に執行するということになる時限の立法でございます。

したがって、どうするかということで当然議論になりますが、私の感じでいいますと、これから数カ月のうちに、特に今、開門に向けてのぎりぎりの議論がされていますから、数カ月のうちに国、有明海、八代海の関係の県の間でかなりの動きが見られるんじゃないかと思うんですよね、さっき言いましたようなことに。それを見定めて現行の仕組みが見直される、これはもう当然そうなると思います。我々もこの中で意見を言うべき点があったらしっかり言わんといけない、要請をしないといけない、そう思っています。

延長そのものは、もうこれは現状からしたら当然のことじゃないかと思えますし、現に関係の国のほうでもそれぞれ与党、野党が既にこの仕組みをどうするかということで、温度差はありますけれども、勉強の会合なりが開かれているということ承知いたしておりますの

で、流れはそういう方向に行くんじゃないかと見ております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

松尾議員の災害に強いまちづくりの考え方についてお答えします。

まず、鹿島市地域防災計画の見直しですけれども、この計画は平成21年3月に全面改正を行っており、今年6月1日の防災会議を経て一部見直しを行ったところでございます。そのときに改正しました内容は、全面改正後の基準や表現方法が変更されたものや、組織等の更新があったもの、例えば、自主防災組織の世帯数の数を直近の数に変更したり、用語の変更、「暴風雨圏」を「暴風域」に変更したり、災害対策本部の設置基準を早目に対応するために見直しを行っております。また、昨年5月に気象庁の注意報、警報の発令基準が見直されましたので、その分の改正を行っております。

今後の見直しですが、現在、総務省、消防庁では地方自治体が地域防災計画を見直す際に参考にできるように非被災自治体に対しアンケートを行い、震災での自治体の対応を検証し、その上で見直しのポイントを示す作業に着手するという事です。また、これと同時に、今国におきましては、防災基本計画の改定、それから、佐賀県でも現在地域防災計画の見直しに向けた工程表を示し、課題の洗い出し作業を行っているところでございます。

したがって、鹿島市の地域防災計画もこれら国、県の計画と整合性をとる必要がありますので、国、県の見直しがあれば鹿島市防災会議を開催し、計画の見直しをすることになります。

今後の課題と対策についてでございますが、東日本大震災を教訓としまして、市の行政機能が喪失または低下を引き起こすような大規模災害における対応としまして、災害対策本部機能の維持、確保、それから、近隣市町との災害協定による具体的な協力体制の確保、構築、それから、津波に関する避難指示等の住民への伝達体制、原子力防災に対する取り組み、自主防災組織の結成及び強化、避難訓練の実施、防災意識の向上などの点検整備が上げられております。

それで、まず市の行政機能が喪失または低下を引き起こした場合、災害対策本部機能の維持、確保、これについてどうすればよいか、今担当のほうで議論しているところでございます。

それから、近隣市町との災害協定による具体的な協力体制の構築、それと自主防災組織の結成及び強化、これらに着手しているところでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

私のほうからは2番目の有明海再生、(3)の周年操業に向けた取り組みの中で、魚介類等の生産状況についての御質問がありましたので、わかる範囲で答弁をしたいと思います。

まず、モガイ、アカガイの生産量でございますけれども、漁協の鹿島支所さんのほうから取扱量の数字をもらっておりますので、お答えをしたいと思います。

平成18年度が327トン、平成19年度が637トン、平成20年度が820トン、平成21年度が279トン、平成22年度が1,559トンとなっております。なお、ことしにつきましては、余りまだとれていないような状況ということと、あと貝の身が小さいというような状況だということでお聞きいたしております。また、アゲマキにつきましては、平成元年ごろから全然とれないという状況になっておりまして、最新の数字はございません。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

これから一問一答で行いたいというふうに思います。

防災について市長のほうから答弁をいただきました。ハード面、ソフト面両面から今後見直し等も行っていかなければならないという答弁でありました。

質問の内容は、ハード面、ソフト面入れ交じって質問になるかと思いますが、御容赦を願いたいと思います。

まず、津波の避難についてお尋ねをしたいと思います。

今までもこのことについては質問されておりますが、避難場所は津波による浸水が予測され、津波発生時には利用できない施設、避難場所としては設定してはいけないということになっております。今のところ、避難場所は11カ所設定をされておりますが、この避難困難地域、避難をする場所まで時間がかかると、距離があるというところの人たちについては、車なり、そういうのを使って避難をしてもいいですよと、原則としては歩いて行って避難したほうが、車の渋滞等があつて危険な状態もあるので、そういうふうな方法を取りなさいということですが、北鹿島の井手地区、あるいは三部地区、新竈地区、常広地区、一番平地で津波の被害を受けやすい場所がこの避難困難地域に設定をされておりますけど、避難する場所がスカイロード、あちらのほうに避難するようになっておりますが、実際、この避難計画にはそういうふうになっているんですが、私自身も津波が来たというところを考えると、どうしても高いところが頭の中に浮かびます。橋がどうあれ、百貫橋を渡って白石の山の上のほうに逃げていったほうが安心じゃないかなとか、あるいはもっと塩田のほうに、山手のほうに逃げていけば大丈夫じゃないかなというふうに考えるんですが、この計画の中ではそ

っちのほうに避難指示の方向性が示されております。ここら辺がやはり具体的に市の計画と地区の人たちの思いというのはかなり違ってくると思うんですが、ここら辺ももう少し対応といたしますか、即したような対応の計画を立てていてもらいたいと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

議員おっしゃるように、井手地区、三部地区、新竈地区、常広地区の住民の方は避難困難地域であるということで、通常は徒歩で避難するということですが、この場合は自動車の使用を検討するというふうに津波避難計画では記載をしております。

ただ、計画上ではこう書いておりますけれども、実際に私どもも避難してみないとわかりませんので、夏にでも我々が避難訓練を昼とか夜とか、また、時間帯も違いますので、これを実証してもう一回検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

ぜひ、実際に即した形の計画を立てないと、せっかく立てた計画が帳面上の計画に終わってしまうということですので、ぜひそのことは、大変でしょうけど、市のほうとしても検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、次に行きますけど、災害時要援護者の支援救助ですか、このことについては今までも皆さん方から質問があったわけですが、水頭議員の昨日の質問の中で、高齢者あるいは障害者の方等で登録をされている方、警察とか区長、あるいは民生委員さんとか自主防災組織に連絡をして登録をされている方というのが1,095名登録をされていると、きのう伺いました。残りですね、まだ実際は障害者であったり、高齢者であったり、独居老人であったりする人で、登録をされていない人の対応についてもきのう質問があったと思いますが、もう少し具体的にいつごろまでに把握して、どういうふうな対策をとるのか、そこら辺もやはり大事になってくるんじゃないかなと私は思うんですが、そこら辺の対応について今後どのように考えられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

昨日、登録された方が1,095名というふうにお答えしましたけれども、登録されていない方で支援が必要な方と思われる人が若干名いらっしゃいます。この方々については、個人情報の観点からどうしても自分の身体に関することをほかの方にお知らせすることができないという方ですので、この方々について、災害があった場合に支援はどうしても必要ですので、時間をかけてこの方々の支援方法について我々関係部局と御本人さんで話を詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

そのことも大変でしょうけど、ぜひ緊急の場合に市民一人一人は公平な立場であります。そういうことでお願いしたいというふうに思います。

それと、避難の支援者、それを支援する人、これが昨日の質問の中でもまだ具体化をしていないと。地域防災の組織の人たちとか、あるいは消防なり、いろんな方が支援者になられるというふうに思いますが、例えば1,095名の方がおられて、例えば家族の方であり、そういうふうな自主防災組織の方であり、消防団であり、どういう方がその支援者になられるのか、だれがこの人を支援して避難するのか、そこら辺をやっぱり具体的に詰めていかんと、実際起きたときにはがちゃがちゃになって、あら、あそこにおんさったですよと、あれはだれが行きんさつとですかというようなことがあってはなりませんので、そこら辺の具体的に詰めるやり方はどう考えておられますか。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

登録された方につきましては、地区の区長さん、それから民生委員さん、それから自主防災組織の役員さんについては、自分の個人情報を提供してもいいということで同意をいただいて登録をされておりますけれども、じゃ、実際災害が起きたときに、だれがどなたを避難誘導するのか、こういったところまでは突き詰めておりません。

それで、今後の問題としましては、こういった個人個人の災害時要援護者の方を近隣の――結局は近隣の地区の御近所の方が支援をするしかないと思います。

それで、地区の近隣の御近所の方までこの情報を提供していかどうか、この話を登録された方に今から同意を得なければならないと思います。それで初めてそれぞれの個人の避難支援プランが完成するというふうに考えております。

それで、今後は個人個人の避難支援プランを作成するに当たり、近隣の住民の方までお示

ししていいかどうか、この同意を取りつけることが今からの課題だというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

大変な作業になるかと思いますが、ぜひ必要なことですので、お願いしたいと思います。その際、地区の区長さんなり民生委員さんなりがそういうことに携わるというふうに思います。区長さんについては、地区に1人いらっしゃいます。民生委員さんの方も多分そういう形になっておるんじゃないかなと思いますが、地区によっては大きな部落、大部落があって、1人の民生委員さんがそれだけのことを掌握するというのはなかなか大変です。ほかにも民生委員さんの仕事はいろいろあります。できれば民生委員さんという人たち、ある程度の地区の数において1人おられるというような形のほうが負担も少なくなりますし、行き届いた地区の人たちの情報等の収集もできると思うんですが、今後この民生委員さんの数をも少し調整するなり、そういうことは考えておられないでしょうか。

それと、現在の民生委員さんについては、手当といいますか、そういうものがかなり少ないというふうなことも伺っております。やはりこういうふうなことを調べて回るにはそれなりの時間もかかります。あと車で行けばそれなりのガソリン代もかかります。そういうことで、やはりここら辺で民生委員さんのそこら辺の手当のことも、ほかのところから引っ張ってきてというか、違う意味での支援ができるようなことがあれば、ぜひそういうことも頭に入れて考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

松尾議員の質問にお答えします。

2点あったかと思いますが、まず、民生委員さんの数についてということですがけれども、今現在、児童委員さんを含めて95名おられます。これについては、県の指導を受けながら人員配置を行っているところでございます。大体1個の集落に対して280戸をめどとして、1人ということで配置を行っているところでございます。ですから、それを考えますと、市全体でふやすということは、今のところは県に相談しても無理の状態です。もしふやすとすれば、2集落を一つにしたりとか、そういったやりとりの中での調整になるかと思いますが。

それと手当、活動委託料ですがけれども、今回民生委員さんの仕事が非常にふえてきております。ですから、平成23年度については、従来地区の会長さん8千円を10千円、普通の民生委員さんが7千円を9千円ということで委託料については上げているところでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

申しわけありません。私が少し勉強不足で、そこら辺のことはちょっとわかりませんでした。が、いずれにしても、民生委員さんの仕事、非常に大変だというのは皆さん方も認識をしておられると思います。そういうことで、民生委員さんができない、仕事量が多いということであれば、それなりにカバーできるような、やはりそういうことも大事になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それから、見落としているわけじゃないんですが、今の鹿島の防災の中で、ここはどがんなととつかないというようなところがちょっと見受けられましたので、二、三ちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど津波とか高潮について質問をしましたが、浜の大橋の下に鹿島の漁協が今あります。あそこは漁港の施設ですので、内堤防といいますが、今堤防がありません。漁港の施設から外側は堤防があるんですが、あそこは堤防がなくて、そのままもう南舟津の田んぼとか民家がある下にあります。ということで、あそこを水が越した場合には、完全にあそこら辺は水につかってしまいます。そういう状況が今あります。

後立って示しますけど、ここに今その写真を撮ってきております。それで、船の前の漁港の施設の潮高6メートル、6メートルといえ一応大潮の満潮のときには少しまだ高いかなという水位ですが、そこのところの水位まであとちょっとしかありません。もう6メートルになれば、ぴちゃぴちゃと来るような高さです。それで、ことしの23年度の水位を見ますと、8月29日から9月1日、それから9月27日から30日、10月27日から28日までこの5.8メートル以上の水位の潮高になります。このままですと安全なんですが、これに台風なりが来て気圧が下がった場合にはやはり水位が上昇してきます。そういうことで、かなり危険な状態ではあるんですよ。そういうことで、この施設、それから、塩屋のほうにも漁港がありますが、あそこも内堤防がありません。あそこも民家がありますし、潮が上がってきたときにはそういう被害も想定をされます。

そういうことで、市内に今、外のほうの海岸堤防は高くなってかなり防災には対応してきたんですが、まだまだそういうところも今現在残されております。そういうところの対応については市としてはどのように考えておられるのか、質問いたしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

議員おっしゃられた浜と塩屋漁港の堤防の件でございますけれども、私どもも防災上、堤防のかさ上げは必要ということで認識をいたしているところでございます。

一応実施計画上ですけれども、護岸整備調査測量委託ということで、まず調査と測量関係をさせていただきまして、この計画が大体、実施計画上は27年度ぐらいからということで計画しておりますけれども、一応調査測量をさせていただいた後に堤防のかさ上げの工事着手ということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

今、一応測量の計画はあるということで27年度以降に計画をしていくということですが、いつ何どきそういう大潮が来て被害に遭うかわからない状況ですので、ぜひこのことは慎重に早急にできるように対応をお願いしていきたいと思えます。

それからもう1点は、塩田川の百貫橋の上のほうに、護岸に今堤防があります。そこがブロックでずっと積んであるんですが、そこに雑木が今いっぱい生えております。以前、私この一般質問で雑木の除去についてお願いした経緯があります。そのときは土木事務所なり県のほうから来ていただいて、きれいに除去をしていただきました。

ただ、上のほうを除去しても、まだ根が残っておって、その根から、多分2年ぐらい前に質問したと思うんですが、もう二、三年で人丈の倍ぐらいに今なっているんですよ。かなり成長が早いというふうに思えます。ネムノキ——ネムノキというんですか、赤い花が咲く木があるんですが、あれが主なんです、かなり成長が早くて、今ももう大分生い茂っております。

そういうことで、堤防の強度ということを考えれば、そのままほっぽらかしとけばどんどん大きくなってブロックを持ち上げます。そういうことで、例えば、水かさが増したりしたときには非常に危険な状態になるんじゃないかなと懸念をいたしております。

せんだって、まちなみ建設課のほうからも現場に出向いて見ていただきましたが、そのようなときの対応、今後の対応をどのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田まちなみ建設課参事。

○まちなみ建設課参事（森田 博君）

お答えします。

塩田川の堤防の伐採の件でございますが、先日、現場のほうを見せていただきました。これにつきましては、伐採の区間ですね、必要な区間がどのくらいあるのかをまず調査したいと思っております。

河川管理者であります鹿島土木事務所、それから地元、市、3者で現地を確認することで土木事務所のほうとは協議をしておりますので、早々に実施したいと思っております。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

私は今、塩田川の護岸のことを申し上げましたが、ほかにもそういう場所があるかもしれません。私は実際把握をしておりますが、ぜひそういうことで事前にできる対策と思いますので、ぜひ対応をしていただきたいというふうに思います。

それから、先日福井議員のほうから鹿島川のしゅんせつの件の質問がありました。あそこら辺は川が狭いし、水に濁土がたまっているので、ぜひしゅんせつも考えてはという話でありましたが、私のほうは、横沢橋から下のほうに、もとの魚町という地区ですが、あそこら辺に濁土を除去する、配管をして濁を流し出す装置が従来から設置をされております。そういうことで、以前はあそこら辺をしゅんせつした経緯がありますが、その濁土を流し出して濁の堆積を防ぐという装置だと思いますが、地域の防災パトロールのときも見て回ったんですが、稼働しているような形跡が余りありません。現在の状況はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田まちなみ建設課参事。

○まちなみ建設課参事（森田 博君）

鹿島川の濁の散水施設の件でございますが、これは鹿島川の高潮対策事業の一環として、鹿島橋と、それから横沢橋ですね、この間に河川水をポンプでくみ上げまして、濁を除去するための装置がついております。

この装置は、引き潮のときに一定の水位になれば自動的にポンプが作動しまして散水するという仕組みになっております。

県によりますと、もう数年前に使用はしていないというふうなことでございます。理由としましては、給水ポンプの騒音ですね、騒音がやはり近隣の住民の間で問題になっておりまして、中止をしているということでございます。この辺の経緯を含めてポンプの運転の再開の可能性について、ちょっと土木事務所のほうと協議してみたいと思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

何年か使っていないということですが、せっかくある施設です。そういうことで、水を出せば、その水のポンプを回す、その経費はかかるわけですが、少ない経費で濁土のしゅんせ

つができるということで、地区の方たちの騒音という関係もありましょうけど、そういう既存の施設があって使用していないということですので、ぜひ今後どういうふうにされるか、検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、学校関係のことについてお尋ねをしたいというふうに思います。

学校ばかりじゃなく、保育園、幼稚園もちょっと関連があるかと思いますが、東北大震災で被災をされた地域の学校なり幼稚園、保育園、それぞれの学校なり幼稚園にそういうふうな危機管理マニュアルがあって対応されてきたと思いますが、実際震災に遭われて今までの危機管理で行き届かなかったところとか、こういうところに問題があったんだよというようなことがあったんじゃないかなというふうに思います。そこら辺のことについて何か情報が入っておられるようでしたら、お知らせを願いたいと思います。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

現在、鹿島市から被災地への救援ということで宮城県の気仙沼市へ職員を派遣しております。その職員を介しまして、現地職員から聴取したことで、今回教訓とすべきことを伺っておりますので、御紹介したいというふうに思います。大きく分けて2点で申し上げます。

1点目が、津波に対する避難計画があったかどうかということでございます。

実際東北の学校でも津波に対する計画があったところとなかったところとあったようでございます。避難計画を策定していた学校においては、避難計画に基づいて適切に避難誘導が判断をされて、比較的被災が少なかったということで承っております。

一方、計画を策定していなかった学校におきましては、避難誘導のタイミング、あるいは避難する方向などで判断を誤り、結果的に被災したケースがあったということでございますので、やはり津波に対する避難計画は日ごろからちゃんとしておくべきだというふうに思っております。

また2つ目でございますけれども、津波を想定した避難訓練、あるいは災害教育の面でございます。

津波を想定した避難訓練を行っていた学校では、比較的児童・生徒の生存率が高かったというふうに承っております。大事なのは、個人が危険と判断をしたら、とにかく走って逃げるということを植えていたといいますか、教育をされていた学校関係では比較的被災が少なかったというふうなことでございます。

児童・生徒みずからが安全な行動がとれるよう平素から指導しておくことが肝要かというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

私のほうからは、保育所の件についてお答えをいたしたいと思います。

実は、今回の震災後に各保育所に調査をいたしました。現在行っております避難訓練の種類、回数等を確認いたしましたわけですが、まず、火事についての訓練は全園で実施をしてあります。

それから、保育所ということで不審者の対策ですね、避難訓練、これについても半分程度でございますが、実施をしております。

それから、水害とか地震、地震については私たちもここまで十分把握をしておらなかったんですが、14園ございますが、13園は通常地震の訓練をやっているということでございます。

ただ、先ほどございましたように、津波については1園も実施をしておりません。この辺が一番の問題だろうと思っています。特に先ほどからあっておりますように、平たん部にあります、特に津波の被害を受けるおそれがある保育所、ここは避難をするにしても、先ほどからあっておりますように、逃げるにしても何で逃げるか、車がありません。そういうことであれば、特に乳幼児、ゼロ歳児もおりますので、これをどこに逃げさせるかというのが大きな課題だと思っています。

例えば、市立保育所でありますみどり園も今まで津波に対する避難訓練は実施をしておりません。これを例えば10メートルの津波が襲った場合ということを想定いたしますと、先ほど議員がおっしゃられますように、鹿島市内のほうに逃げるより有明のほうに逃げたほうが早いんじゃないかというふうなことも想定しております。ただ、園児の足で歩いて向こうに逃げるとなると、当然百貫橋を渡っていくようになりますので、その危険性もございます。

こういうことから、今後、特に保育園については関係機関と協議をして早急にこの対策については検討をしていきたいということで思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

子供たち、やっぱり生活に対しては弱者ですね、そういう方たちの救済というもの、想定外という言葉がいつも使われるんですが、やはり想定をしておかなければならないということですので、日ごろの訓練、これが一番大事だということを今おっしゃっていただきましたので、ぜひそういう形で、火事の訓練についてはある程度行っているけど、そういうふうな地震なり津波の訓練も頭の中に置いて想定をしていただきたいというふうに思います。

それから、幼稚園なり保育園は送り迎えをするわけですが、小学校においては子供たちが下校をいたします。そういうときには、今回の震災が多分午後の2時46分ごろだったと思いますが、例えば、下校時に地震なり起きたときに、特に低学年の子供たちなんかはやはり戸惑ってどうしたらいいかわかりません。そういうことで、先ほどおっしゃったように、ぜひそこら辺のことも含めて日ごろからの、こういう場合にはこういうふうな対応をなさいますか、そういうふうな指導も徹底をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

それから、このことについては最後になりますけど、武雄市が国と防災協定を結んだという、これは5月25日ですけど、新聞紙上で報道がありました。市と県と防災の協定なり、協定というか、防災に対して連絡体制をとっているの、こういう市と国との防災協定を直接結ぶというのは必要なか必要でないのかわかりませんが、現実こういうふうにして武雄市が応援をする協定を結んでおるということでございます。

ヘリコプターで災害の現場を撮ったり、あるいは復旧工事の技術の指導を行ったりということで活用するというように書いてあります。宮崎県の延岡市、大分県の日田市、津久見市、それから武雄市ということで、今回の震災の後にこういうふうな協定を結ばれておりますが、鹿島市としてこういうことも考えておられるのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

武雄市さんが国土交通省と協定書を結んだということで、実際私どもも協定書を拝見させていただいたんですけども、この協定書を必ず結ばないと応援体制ができないかという、そうでもなくて、それぞれの自治体と国は防災に関して必要な手だてをするということになっておりますので、今すぐにこの協定を結ぶというような考えはございません。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

私もそのことを承知して質問したわけですが、やはりこういうふうな一つの話題として上がってきておりましたので、どうかなとって伺いました。

今、防災についていろいろ伺ってきましたが、やはり対策として具体的にどういうふうなことをせんばいかんかとか、例えばハード面、ソフト面、いろいろまた課題があると思います。そういうことで、鋭意皆さん方の力を結集しながら取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

それから、2点目の諫干のことについて市長のほうから詳しく御説明をいただきました。

私も3県の漁協と九州農政局との話、6月20日にありましたが、行ってまいりました。九州農政局の話は、ややもすると私たちから受け取れば消極的、全開門はだめ、あるいは段階的開門についてもやはり消極的で影響があると、農業に影響があるというような答弁で、我々にとってはどうも3の1か3の2、そういうふうな開門の方法を示唆しておられるんじゃないかなというふうに受け取って、非常にみんな不満を持って帰ってきたことがあります。

先ほど申しましたように、副大臣が長崎を訪れて、第1案、第2案はなくて、やはり制限の開門をするというようなことも示唆されたということも聞いております。

やはり市長がおっしゃったように、一番大事なのは、あけてこの干拓事業が有明海にどのような影響があるかというのを調べる事業です。そういうことで、対策費が1,077億円かかるのが83億円であろうが、とにかくそのことは事業をするに当たっては補償をする、あるいは漁業者の災害が出た場合にはその補償もする。それから、例えばあけて漁業に被害があった場合にはその補償も考える。そういうことを前提にこの話を持っていかんと、これだけお金がかかるからこれはちゅうちょしますよと、もう83億円でやっていっちょきましょうと、東のほうでも震災でお金がかかるからこういうことで取りまとめておこうかなという、どうも私としてはそういうふうな感じを受けております。

そういうことで、このことについては、市長、先ほどおっしゃったように段階的開門、これはぜひ私たち漁業者としてもやっていただきたいというふうに思います。

この前、九州農政局で伺ったときには、段階的開門の方法で一番小さくあける方法を2年、それから、その次の段階が2年、最終的に全開が1年、2番のケースの場合ですね。そういうふうにおっしゃいましたので、いや、それは違うでしょうと。一番初めの部分開門のそれは前回行っておるので1年でもいいでしょうと、あとのを2年2年ぐらいして海の環境がどうなっているのか調べてくださいということをお願いを申しましたので、そこら辺がどうも国と地元の我々との思いが違っているように思います。

いずれにしろ、この開門、これから長崎のほうでは今度は逆の立場で裁判が起こります。この行方も我々も見守っていかんばいかなというふうに思いますので、ぜひ市長のほうも今まで農水省におられた立場でもあります。そういうことで、いろんなことで提言なり、今度の7月10日提言もされます。そのことについて、ぜひ鹿島市の立場も我々と同じ思いですので、提言をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、2番目の特別措置法、このことについては、やはり今おっしゃったように10年間、平成14年から10年間ということ取り組んでおられました。

先ほど申しましたように、今、有明海の現状は依然回復していない状況でありますので、この措置法の延長と、それから補助率のアップ、そのことをぜひ今後も続けていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますけど、鹿島市の漁業の周年操業体制、このことについては、先ほど漁獲高がどうだったかと森田課長のほうにお伺いしましたが、私も漁業の立場で知っておったわけですが、あえて質問いたしました。

というのも、質問を聞いておられる皆さん方もどのような状況か知っていただきたいということで質問したわけですが、やはりモガイの生産というのは年々によってかなり今変わってきております。そういう中で、やはりノリー一本だけではいかんばいというようなことで、周年操業にもぜひ取り組んでいかんばいかんというのが漁業者の立場であります。その中でアゲマキですね、これが県の振興センターのほうで、今、稚貝の生産がある程度軌道に乗ってきております。1ミリから2ミリぐらいの稚貝については、センターのほうで十分育てられる技術がありますし、今8ミリぐらいの大きさの稚貝においては、大浦なり玄海のほうに委託をして、100万個ぐらいのペースで稚貝の生産ができるようになってきております。

今後、これを例えば鹿島地先にまいて夏場の操業に役立てるというのも、この鹿島地先はアゲマキの産地でもありましたし、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そういうことで、稚貝の生産のめどが一応つきましたので、市としても事業にのせるようなことがあれば、鹿島市としても事業に対して何らかの手だてをしていただけるものか、質問したいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

周年操業体制の確立ということでございますけれども、ノリ養殖事業、これは鹿島市でももちろんでございますけれども、議員申されますとおり、魚介類等の漁船漁業を組み合わせた周年操業体制の確立がさらに重要であるということで思っておりますので、市といたしましても関係機関と協議、連携をいたしまして支援をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

ぜひそういうことで今後の周年操業体制について、漁業者も1次産業の一翼を担っておりますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

有明海再生については、12月議会、3月議会、そして今回と3回続けて質問をしてきました。やはり今が一番正念場です。我々漁業者みずからも襟を正してやっていかんばいかん

いうことも十分認識をしておりますが、鹿島市も太良に続いて諫早に近い立場の自治体であります。そういうことで、ぜひ今後、有明海の再生についていろんな動きがあると思います。市長も、先ほど申しましたように、農水省の出身でいろんな面でもつながりも持っておられますので、我々この鹿島市の思いをぜひ県なり、あるいは中央のほうにつなげていってほしいというふうに思います。よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（中西裕司君）

以上で7番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

おはようございます。8番議員松本末治です。去る4月の統一地方選挙を経て、新たな16名の鹿島市議会の一員となしていただきました。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

また、中西新議長へ、まずお願いをいたしておきます。質問中に不適切な表現、言動がありましたら、注意、御指導をお願いいたしておきたいと思っております。なお、今後4カ年間、16回にわたり、優しく見守っていただきますように、よろしく願いいたします。

さて、今期6月議会は、新たな議員構成での最初の議会であります。私が最後になりますが、選挙期間中に市民の方々からいろんな御意見を、御指導をいただいた問題などを今回の一般質問ではいたしたいと思っております。

振り返りますと、平成19年4月、鹿島市議会へ議席をいただき、農業の代表の一人として、1次産業の当事者の一人として、鹿島市民の一人として、19年の6月に初議会を、今回再び16名の議員の一人として頑張らせていただきます。頑張ります。

1次産業振興のために、それが鹿島市の振興発展につながることを信じて、市民の皆さんの代弁者として、一つでも多く市民の方々の声を市政へ反映させていきたい、それが私、松本末治にいただいた使命です。

執行部の皆さん、もうあと75分ぐらいになりました。よろしく願いいたします。

今回の一般質問は、第5次総合計画と23年度事業ということで、1つ、農業振興について、その1つ、6次産業化の推進、2つ目、農業面での防災対策、2、少子・高齢社会への対策、1つ、少子化ストップ、2つ、元気な高齢者、3つ目に、地方政治、二元代表制と議会改革

ということで質問をさせていただきますが、目指す都市像「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」ということで、本市の豊かな自然の恵みを守り、はぐくんでいくとともに、産業の振興、福祉、保健、医療の充実、建設環境の整備、教育文化の向上を図ることにより、本市が住みやすく、暮らしやすいまちと市民の皆様を感じていただけるようなまちづくりを目指しますと5次総合計画にあります。

それでは、まず、今回も1次産業を中心に、鹿島市活性として質問をいたします。

1番目の産業振興における23年度事業の1つ、6次産業化の推進について、少しでも掘り下げ、先へ進める思いで質問いたしたいと思います。

耳なれしない6次産業。2011年3月、6次産業化法が施行されました。1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業は、1掛け2掛け3は6、それが6次というようなところだと思いますけれど、6次産業の推進整備には、1つ、農業主導タイプ、2つ、地産地消タイプ、3つ、農商工連携タイプとあります。鹿島市として、どのタイプを中心に取り組みを考えられるのか、3タイプすべてなのか。4月に、先日もあっておりました、新たに推進室が設けられ、特殊な能力をお持ち合わせの参事さんが6次産業化法施行が結納金のごとく就任いただき、ありがとうございます。多分、責任は鹿島市が持つので、しっかり頑張っていたきたいということだと思いますので、頑張っていたきたいと思います。

産業部当局として、市民皆さんにもわかりやすく、さっきお尋ねした6次産業化についてのどのような取り組み方を考えられ、推進されるのか、説明をお願いいたします。

続きまして、2つ目の防災対策についてであります。

今までの防災対策についてはいろいろな形で質問がございました。私は、小さく1次産業面での防災について質問をいたします。

先ほどの松尾勝利議員の質問にも少しダブる点もありますけれど、4月の選挙期間中に質問をされた点もありますので、重なる点はお許しを願いたいと思います。

先日、6月11日から12日まで雨が降りました。飯田地区での降水量230ミリ、12日に七浦地区を巡回しておりました。飯田地区の圃場整備にも行きまして、新しくすばらしい圃場ができたばかりのところに、思いもよらない水が流れ、大きな浸食、土壌流亡がございました。その件については、翌日、当局の緊急な対応をいただき、処置を講じていただいたということで、ありがたく感謝をいたしたいと思っておりますし、次の200ミリ以上の雨では再被害が出ないような対策を講じていただけるものだと信じております。

その日の最後に、西葉搦というですかね、新方の下のほうにありますけれど、伊東議員のほうからも質問等がございましたけれど、関連するかもしれませんが、西葉搦に行きました。先般、西葉排水機場の問題で要望をいたしておったこともありまして、排水機場を見に行きましたところ、ポンプはフル稼働をして排水をいたしておりました。その中で、西葉川の河川のごみ、そのころですから、麦刈りの済んだ後ですので、麦わらのくず、また、そ

こに川のヨシ刈りがされていたということで、ヨシの残渣を揚げる前に雨が降ったということで、その残渣が排水機場へ来て、その処理をしていただいております。前日も夜から眠らんで対応しよっですよというようなことで、本当に御苦労さまですということでお礼を申し上げます。

そこで感じましたのが、さっき松尾議員からもあっておりましたけれど、私はその西葉捌を見て、排水されているポンプの排水口のところに潮が満ちてきておりました。その潮が本当に大潮で高潮のときであつたらどうだろうか、やはり同じ思いであります。そのときに、大潮のときに台風が来たら、もちろん津波でも起こつたら、すべてつかってしまうというような状況にあります。大水のときには、陸のほうから、水田のほうから海へ排水をしておりますけれど、そのときには逆に有明海から潮流が流れ込む、本当に大きな被害になると思われました。

また、先々日、早朝に浜干拓へ田植えをしに行きました。そのときも、はっと思ったことが、浜川では高潮対策の河川工事があると思いますが、河口近くで高潮対策未整備、防潮堤防がない箇所が見られます。この辺もまた、大潮、高潮のときに同じようなことが起こつたら、浜干拓もしっかり潮流が入り込んでしまうというような、はっと思ったことをここでお尋ねいたしたいと思っております。今の実情、今後の対策がどうなっておるのか、お伺いいたしたいと思っております。

続きまして、大きな2番目の、少子・高齢社会への対応ということで、少子化・高齢化社会対策というのは、地域で簡単にできるものではないと思っておりますが、逆に、地域でできる、地域だからできることがあるんじゃないかなろうかという思いでおります。

はや半世紀、いや半世紀以上前になりつつありますが、そのころ、兄弟4人から5人というのが当たり前であつたらうと思っております。樋口市長は、ひとりっ子だということですがけれど、大体、四、五人の兄弟姉妹がおつたんじゃないかなろうかと思っておりますけれど、その人たちが現在の日本経済成長を支え、今の日本を築き上げたと思っております。

そこで、少子化ストップと挙げたものの、それこそオール鹿島でやらんといかんばい。しかし、私には考えられませんが。国の子ども手当とかありますが。

先般、鹿島市のPTA総会に出席させていただきました。私も、20年近く前に地元のPTA会長をしておりましたから、久しぶりに総会に出て、22年度2,400人台の会員さんが23年度、1年後、100人以上減少されるということを聞き、また、市のPTAも運営上、大変な状態になりますというようなことを聞きました。

会員数の変化について、今回、資料をいただきまして、またびっくりしました。平成元年から平成23年度までを見ますと、市全体で3,772会員であつたのが、23年は2,370会員、65.7%へ減、3割5分、PTAの会員が減つたということでありまして、学校別に見てみますと、一番ひどいのが七浦小学校、半分以下、44.5%に減り、次いで北鹿島53.5%、そして

能古見59.3%、浜60.6%、古枝74.7%、町部の鹿島が72.3%、明倫小71%。明倫小は平成3年からだったですかね。それと比較しております。

何かこの辺の数字から、教育長、読み取ることができないですかね。特に七浦、北鹿島、1次産業で鹿島を担っていかにかいかん地域が、PTA会員が減っているというのは子供が減っているということではなかろうかと思えますけれど、何かお知恵をいただきたいという思いがしますけれど、また後もってお願いしたいと思えます。

2番目の、元気な高齢者、今度は高齢者ということで、やっぱり元気な高齢者が一番だという思いで、私はいつも、ぴんぴんころりということを言います。「百歳バンザイ！」とかテレビ番組でもあっております。本当に元気です。先日もあっておりました。100メートル走に挑戦して世界新記録。ちょっとタイムをはっきり覚えておりませんでした。28秒じゃなかったろう、30秒台やったかなという思いですけれど、また、1週間に5日は馬に乗って乗馬を楽しむという100歳の老人がありました。一般の人では不可能かもしれませんが。

病院のベッドの上で管でつながれて生き延びて100歳の人もあるかもしれませんが、やはり元気で100歳を目指して、健康づくりが理想じゃないでしょうかというような思いです。そうするためにも、私は還暦ですけれど、やはり還暦のときから今後高齢化に向けて、体づくりをしていかにかいかんとかかなというような思いがですね。先日は、体内に長寿の遺伝子というか、作用があるんですよというようなこともテレビ番組であっておりましたから、ぜひ元気で長生きということと一緒に頑張っていきたいという思いがありますけれど、本当に福祉予算等については、十分ですとは言えないかもしれませんが、かなり対応できているものじゃなかろうかという市民の人の声もあっております。

今後、我々の世代が通り過ぎるまではかなりのウエートを占めてまいるものだと思います。現在、デイサービス、介護サービス、ぬくもいホームなど、対応をいろいろされております。ありがたいことです。まだまだ不足していますといえば不足しておるかもしれません。

老人クラブについて見てみますと、市内49老人クラブで会員が2,763人ということですが、元気で100歳を目指して健康づくりという事例も、どこかの老人クラブではあっておりましたが、今の老人クラブの活動内容はどのようになっているのか、お尋ねをいたしたいと思えます。わかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

最後、3番目に、地方自治、二元代表制と議会ということで、これは市長に質問することでもないし、なじまないものじゃなかろうかと思ひまして、議長にも相談しましたが、私が4月の、さっき申し上げた市議会議員選挙中に、これが一番多く触れられたものですから、上げてみました。

今回の4月の市議会議員選挙において、新たに6名の入れかえが、この鹿島市議会でもありました。私が知る過去4年間のことを踏まえて、議員定数、議員報酬について触れたいと思えます。私の思いを述べたいと思えます。

4年前、平成19年4月が前回の統一地方選挙であり、そのとき、定数22人から16人と6人減ったときです。御承知のように、宴たけなわの時期です。賛成派か反対派かというようなマスコミからの接触もかなりありました。あなたは反対派と聞きましたからとか。そのころは二元代表制は保たれていたのか。いなかったと私は感じました。囑託員さんで事足りるの鹿島市議会のように思われました。だから、市民の人が、議員定数、議員報酬への関心があったのだと思いました。

今、議会は、中西議長が誕生し、また市民からありました。中西でよかとかいて。よかさい。票は少のうしてやと、これまた数名の人からありました。が、今、中西議長が先頭に立ち、過去4年間できなかつた鹿島市議会改革に取りかかりつつあります。議会改革等改革検討会を設置し、3つのプロジェクト、1つ、議会報告会・議会開放プロジェクト、2つ、政務調査費プロジェクト、3つ、議会だより・ICTプロジェクトのプロジェクトで、議員自身が議会としてよりよい鹿島市議会を目指すよう、今頑張っております。

こういふことで、新たに1期生が5名誕生し、皆さん方御承知のように、今回の一般質問についてもすばらしい質問をしていただいております。私は負けております。負けまいように頑張ります。

議員定数、議員報酬については、いろいろ言える立場ではありませんが、私の私見を申し上げますと、定数は少なければ悪いと思います。また、報酬についても、高ければよいとか、安くてもよいとかじゃなく、鹿島市市政執行上、社会全般の実情に合った報酬であるべきだと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中西裕司君）

午前中はこれにて休憩いたします。なお、午後の会議は1時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（中西裕司君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

8番議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

私のほうからは、産業部として、6次産業化についてどのような取り組みをするかという御質問にお答えしたいと思いますが、市としての6次産業に対する考え方なども含めての御質問ととらえてよろしいでしょうか。——はい。それでは、お答えさせていただきたいと思いますが、その前に、議員の御質問の中に、6次産業化の推進整備事業について、農業主導型、地産地消型、それから農商工連携型、それぞれのタイプ、どのタイプを中心に組み合わせのかという表現がありましたので、そのことにまず触れさせていただきたいと思います。

議員申された3つのパターンは、6次産業化推進整備事業のメニューを単に分類したものと考えておまして、どれかのタイプに絞り込むものではなくて、6次産業化に向けての種があれば、どのタイプでも取り組みの支援等を行いたいと考えています。

それでは、どのような取り組みをしようとしているのかという御質問にお答えします。

まず、例えばということで、全国の事例を5つほど紹介させていただきたいと思います。

1つ目が、農業者の方がソバを栽培し、加工販売したり、みずからそば屋さんを営む事例。2つ目が、農業者の方が農産物を生産し、漬け物などに加工し販売し、観光農園やレストランなどの多角経営をしている事例。3つ目が、農業者の方が自家栽培した果樹を使ったケーキ、ジャムの製造販売をしている事例。4つ目が、高齢者の生きがいをづくりの場を目的とした、農業者の方々による朝市の開催の事例。5つ目が、農業者の方々による有機農産物やハーブ類の生産、加工、製造及び販売、それが軌道に乗った上での観光農園の取り組みの事例があります。

昨日の中村議員から、上勝町の葉っぱ事業の話がありましたが、それも6次産業化の一つの事例ではないかと思っております。

これらの事例のように、農業者の方々が主体となり、農業ばかりではなく、そのほかの事業に取り組みされる、この6次産業化の推進を図ればと考えています。

きのうの、これも中村議員の御質問に対して市長からありましたが、大豆の加工品というんでしょうか、それを使った商品づくり、私たちのほうで考えていることの御紹介ですが、参事のほうから、現在、農商工連携で取り組んでいることについて、稲富議員の御質問で答えましたが、アスパラガス、ミカンの花や葉っぱ、ミニ白菜などの取り組みなど、農産品等を売ることに力を入れていくことを目的として、これまで鹿島市独自ではなかなか取り組んでいなかったやり方であります。市としての取り組みとして、ここに一つの独自性が見出せばと考えています。

なお、佐賀大学にお願いしていますミカンの花の研究が成功すれば、次に待っているのが6次産業化とか農商工連携ではないかと思っております。

次に、市としての6次産業化に対する考え方についてお答えさせていただきます。

ただ、申しわけありませんが、農商工連携についても同じような考え方を持っておりますので、それと合わせたような形で答弁させていただきたいと思っております。

鹿島市の中にも、6次産業化とか農商工連携と言えるものは、既に直販所や農業法人等の中、そして有機農法をされている農業者の方々の中に生まれていると思いますし、県が21年度に創設された佐賀農商工連携応援基金を利用した事業の採択を受けているのが、21年度で県内で6件でございます。その中で、御存じと思いますが、鹿島市のミカンを生産する農業者の方と鹿島市の酒造業者とが連携しての新商品の開発事業として、鹿島産ミカンを利用した新リキュールの開発が採択され、現在、事業化に向けて取り組まれているところでござ

ざいます。

ただ、そのような事例があるにせよ、法が施行されたのは、農商工連携法が平成20年の7月、それから、先ほど議員からありましたように6次産業化法が今年の3月ということからも、施行されて間もないという形でありまして、また、斬新な発想でチャレンジする、新しい仕組みづくりをする、新しい産業づくりをすると言えると思っております。この6次産業化というのは、そういうものだと思っております。ですから、そう簡単に実現できるものとは思っていません。

しかし、私たちとしましては、これらの事業への取り組みの支援等で、鹿島の新たなビジネス創出をすることは、鹿島の活性化の一つの重要な手段であると考えておりまして、一つでも多くの成功事例が生まれ、鹿島の産業振興の突破口になってくれるよう仕掛けていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

防災対策の中で、高潮時に大雨等と重なった場合は、西葉の排水ポンプ場の周辺の堤防を越えて海水が流れ込む危険性があると思われるが、その対策はという御質問にお答えをいたします。

対策といたしましては、堤防のかさ上げ等が考えられますが、当地区の海岸でございますけれども、七浦干拓の海岸の延長になっておりまして、農地海岸区域となっております。この農地海岸区域につきましては、県の管理となっておりますので、今後、堤防の高潮対策につきましては農林事務所と協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

少子化について、PTAの会員数が減少しているけれども、このことから読み取れることはということで御指名をいただきましたけれども、数字的には議員が申されるとおり、本市において間違いなく加速をしていると、この数字は現実でありますので、コメントとしては、それ以上でもそれ以下でもないということになろうかというふうに思います。

ただ、あえて私の立場から申させていただくならば、1つは、PTAの活動がいかに活性化するかということであろうかというふうに思います。議員が会員であったころからすれば、やや低調ではないかという懸念をされているようでありますが、私はやっぱり、子供たちの幸せのためにという願いは今も昔も変わらないわけでありまして、そういう親の思い、先

生方の思い、これは十分、今の時代にも引き継がれておりますし、現実、鹿島市においてはそういう自覚を持った活動というのがしっかりなされていると。いわば少数精鋭といいますか、これでの活性化といいますか、これを期待したいというふうに思っております。

もう1つは、教育の質というものをいかに上げるかということになるかと思えます。平たく言えば、鹿島の学校で学んでよかったと言えるような教育環境にしたいという思いでいます。

例えば、高校進学にしても、県の中央部あたりからすると、どうしても進路選択の幅とか、やや地理的にハンディを抱える面もありますので、将来困らないように、また、たくましく生きる力が培われるような小・中学校の充実、これに努めることが私の使命であろうというふうに思えます。

少子化をとどめるまでにはいかないまでも、間接的ながらも、やっぱりこういう教育環境の視点からという、その1つとして、努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

森田まちなみ建設課参事。

○まちなみ建設課参事（森田 博君）

答弁が前後いたしますけれども、私のほうからは防災対策についてお答えします。

議員の御指摘の浜川につきましては、J R鉄橋の上下流のことではないかと思えます。

浜川につきましては、計画延長670メートル、全体事業費約50億円の規模で、県が高潮対策事業で平成2年度から平成30年度までの計画で整備をされております。まだ事業が中途でございます。

J R鉄橋の上下流の南舟津側がまだ整備がされておられません。これは、用地の御相談が一部できておりませんので、工事に入るまではもう少し時間がかかるかと思えます。

現在、北舟津側の鉄橋下の市道拡幅が計画をされております。現在、J R九州と協議中でございますので、ここの整備がおおむね完了いたしますと、南舟津側の整備に入るようになっております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

私のほうからは、老人クラブの活動内容ということでお答えをさせていただきます。

種々、いろんな活動をしていただいておりますが、グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会、またそれが市内大会にも発展いたしますので、その参加、それから、ウォーキング大会とか、いろんな健康づくりのための大会への参加、それから、生きがいつくりで、趣味の

作品展、それから演芸大会を実施されております。また、月に1回ぐらい、社会奉仕活動ということで清掃活動をやられております。また、本年度からでございますけれども、花いっぱい運動ということで、花を育てて、ずっと鹿島市内を花いっぱいにしていただきたいということで花いっぱい運動等を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

私のほうからは、議員の定数、そして議員の報酬について御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、議員の定数でございますけど、これは地方自治法の中で議員の定数につきましては規定がありまして、人口5万人未満、それから人口2万人以上の自治体においては26名を超えない範囲内で定めることになっているということで、議決事項となっております。

現在の鹿島市議会におきます議員定数は16名というふうになっておりますが、これは松本議員からもありましたように、平成19年の4月の統一地方選挙から実施されているものでございます。

これまでも鹿島市におきましては、昭和53年までは30名の議員がおられました。54年の統一地方選挙で26名、平成7年の統一選挙で24名、平成15年の統一選挙からは22名ということで、平成19年の統一選挙からは16名というふうになされているものでございます。

この定数削減議案の提出は、ほとんどが議会の議員の皆さん方の議案の提出ということになっておりまして、これは区長会からの請願などの理由によるものでございます。

平成19年に鹿島市議会が22名から16名ですね、6名議員の数を削減されましたときは、全国の自治体から、鹿島市に問い合わせがありまして、人口3万3,000のまちですね、16名の議員で本来の議会活動ができるのかというような全国からの問い合わせがあったことを私は記憶をいたしております。

現在においては、市においても16名の議員の数というのは、余り珍しくないというふうに私はとらえておりまして、現在、佐賀県内におきましては多久市が16名、嬉野市が18名、そして鳥栖市、小城市は20名ということになっておるものでございます。

なお、議員定数の上限数の制限の廃止という通知が総務大臣から参っておりまして、これは地方自治法の改正によりまして、議員の定数の上限の制限を廃止するという通知が参っております。

もう1点の議員の報酬についてお答えいたします。

鹿島市におきましては、これは皆さん方、既に御存じのように、8名の住民代表による特別職報酬等審議会において、毎年、議員の皆さん方の報酬、これは市長、副市長、教育長の

報酬の額についても、毎年、特別職報酬等審議会にお諮りをして、そして、その審議会の中で活発な議論をしていただいております、その答申を尊重して、私どもは議会のほうにお諮りをしているものでございます。

その答申の額が、私どもは、鹿島市における妥当な報酬の額ではないかという認識を持っておるところでございます。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

順序よく行きますと、後のほうができないような気がしますので、順不同で一問一答、よろしく願いいたします。

さっき、栗林課長より老人クラブの活動について説明がありました。元気な高齢者に行きたいと思っておりますので、そこで、老人クラブ活動の中で、84公民館あったですかね。84地区で81公民館、その中で老人クラブが49クラブということですから、合併したクラブもあるということだと思います。

そこで、さっき民生委員さんの話も出ておりましたけれど、多分、民生委員さんのお骨折りで老人クラブ間交流会というのがあっておるところがあると思います。地域によってとか、また、離れた地域で。本当に素晴らしい取り組みをしていただいております。多分、能古見地区の大野、早ノ瀬、中木庭、広平クラブが交流会を年に、輪番制で1回か2回かやっておられるということですが、その状況をお伺いしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

先ほど、内容をということでございますけれども、今言われました内容は、各単位老人クラブで独自に行われているものでございますから、私どもと全くかわりはありません、基本的には、老人クラブ連合会主催の交流会等につきましては私どもも中身は把握いたしております。ですが、独自に行われるものにつきましては、なかなか把握していないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

済みません。それでは、私が知る範囲内でお願いをしたいと思います。

というのは、いろいろやっておられるかと思っておりますけれど、その波及効果で琵琶湖老人クラブと広平老人クラブが交流会をしていただいております。まず、朝のうちにグラウンドゴ

ルフをされます。みんなですね。そのときは、グラウンドゴルフの点数つけを地区の役員さんたちがお手伝いをする、また、その間に地元のおごちそうの支度を民生委員さんを中心としてやってもらう。そして、お昼をいただき、芸能大会、カラオケ大会、昔の童謡なんかは物すごく受けますよというようなことで、活動していただいて、本当はかなり、最初は参加されていなかった方々も参加してもらっている。琵琶湖老人クラブなんか、広平にマイクロバス2台で楽しみにして行きよんさっばいというようなこともあっております。

それが一番健康の秘訣、長生の秘訣じゃなかろうかというようなことも言われておりますから、そしたら、グラウンドゴルフの用地というのも確保されているところでグラウンドゴルフはすっぎよかくさんということになります。

自治公民館でバリアフリー化についてのお調べもしていただき、ここにいただいたわけですが、自治公民館のバリアフリー化というのがなかなかできていないというような状況です。玄関にスロープがついているところが16%、81公民館、自治公民館がありますけれど、そして、車いすで公民館の中に入れるところが8.6%、公民館の館内に手すりがついている、手すりだけは4分の1ばかり、23.4%つけてあるというような状況ですね。トイレについては、前もいろいろお尋ね、お願いをしておりましたけれど、自治公民館でもかなり洋式のトイレが設置され、76%が洋式化されているというような状況であるようです。

やっぱり、この自治公民館が、ちょっと足が不自由になった、腰が立たんごとなつたばつてんが、公民館には行かるつばいというぐらないと、こういうふうな老人クラブの活動にも参加できないということがあります。ぜひ、老人クラブの活動に参加できる、自治公民館の利用ができるような自治公民館の施設整備というか。介護認定を受けたら、自宅のバリアフリー化というのが助成措置がありますね。その措置を鹿島は独自で自治公民館の整備ばしてくいたばいということをしてもらえば、民生委員さんなり区長さんが喜ばれると思いますが、栗林課長の独自でできないものか、よし、しゅうだいえと言うてもらえるものか、お願いをしたいと思っておりますけれど。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

確かに、先ほど言われましたとおり、介護保険では介護の認定を受けますと家のほうで暮らしていけるようにいろんな、スロープをつけたり、また手すりをつけたり、トイレを改修したり、お風呂に入れるように、自宅での生活が営めるような補助がございます。また、ほかの面でもいろんなことがございますけれども、それを自治公民館にということでございますが、私の一存でどうこうと言えることではございませんし、また、自治公民館でございますから、所管が私のほうではなくて別のところになると思っておりますので、所管課と話し合いをすべきというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

ありがとうございます。横の連絡をよくとって、やっていただきたいと思います。

これは生涯学習課のほうになるかと思えます。高齢者教室というのが実施されておると思えます。22年度高齢者教室、社会教育指導員さんが出向いて、いろいろ老後の対策等について御指導があつていると思えますけれど、その参加者の割合というのはどういう状況でしょうか。

○議長（中西裕司君）

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

生涯学習課において実施している高齢者教室についてということでございます。

高齢者教室は、生涯学習課のほうで配置されております社会教育指導員、先ほど議員がおっしゃったように、社会教育指導員が担当となって、市内の老人クラブを対象に12の講座内容、メニューを用意して、各老人クラブに対して年2回の講座を基本として実施しているものです。

各自治公民館において行われる高齢者教室の参加状況について、平成22年度の実績ということでございますので、お答えをいたします。

市内の老人クラブ、老人クラブ連合会に加入しているのが49団体ということですが、それ以外にも老人クラブがありまして、市内全体で53団体、そのうちに39団体において67回の講座を実施しております。約73%の受講団体があったということになります。

また、参加者数については、老人クラブの会員さんが2,859名いらっしゃいます。これに対して、延べにはなりますが、1,903名の方に御参加いただきました。これは、約66%の会員数に対しての参加状況となっております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

ありがとうございます。済みません、急に質問いたしまして。

参加人員、延べ66%ということですから、多分、公民館であつているんじゃないかろうかと思えますけれど、私はちょっと足の不自由かけんが行きえんもんねという方が、行きたかばつてんという方もひょっとすつきあるんじゃないかろうかという思いです。ぜひ、100%の参

加があるような、もちろん指導員の先生は素晴らしい方ばかりがやってもらっていると思っておりますので、参加人員が多ければ多いほど、その意気込みというのは違ってくるかと思っておりますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

少子化につきましては、ありがとうございました。次の機会に、またいろいろと私も勉強して、小野原教育長にお願いをしたいと思っておりますので、ちょっと時間がありませんので、済みません。取り下げて、行わないことにいたしておきます。

防災対策について、県の管轄であるというようなこともありますけれど、ぜひ、その点、特にちょうどいい時期じゃなかろうかと思っておりますから、県のほうへもいろいろなお願いもしていただいて、対策を早急に講じてもらうような対応をお願いしたいと思っております。

もう1つ、これは、さっき松尾議員からあっておりました塩屋の漁港関係のこともあっておりましたけれど、七浦の漁業者の方から常々言われておること、船の避難場所ということで、本当にああいうふうな津波が来て、あんな大きな船がおかへ打ち上げられる、沖のほうで沈んでしまうというような状況を見ますと、本当に未来事じゃないというような気がいたします。

七浦の漁港、塩屋のほうは、あそこに船を係留される方、避難するところのなかというようなことでいつも言われます。よそよりも台風情報が来たら2日でも前に船の移動をせんばいかん、避難をせんばいかんというようなことを言われておりますので、ちょうどあの船着場の上流のほうに調水地域、調水池というか、水域があります。そこがちょうど漁港に、避難港にすればよかねというような思いを何度となく聞いておりますし、私もそういうふうにとらえております。その辺、本当に難しい問題だと思っておりますけれど、夢は語らんぎにや実現できませんので、お願いをしたいと思っておりますし、飯田のあの荷揚げ場、数年前もお尋ねをしたら、あそこは避難港じゃありませんということでありましたけれど、あの漁港もかなりの金を使って整備されていると思っておりますけれど、あれが沖のほうに、やっぱり堤防が完備できれば避難港になるんじゃないかろうかという思いもおりますし、その点、一緒に結構ですから、今の段階での見解をお伺いいたします。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

塩屋地区の調整水域を避難港として利用できないかというお尋ねですけれども、まず課題から答弁させていただいて申しわけないですけれども、3つほどの課題があるかと思っております。

まず1つ目ですけれども、塩屋地区の七浦漁港から漁船が調整水域に入るように調整した場合、当調整水域に海水が流入しまして、さらに海水が上流の七浦干拓の貯水池の取水口付

近までさかのぼって、農業用貯水池への海水流入が懸念されるということです。このために、それに対する対策が必要と考えておりますが、地形的にちょっと難しい面があるということが1点目でございます。

2点目ですけれども、現在、調整水域及び七浦干拓側の堤防は県管理の農地海岸であります。また、東塩屋側の道路堤防は県管理の建設海岸であります。したがって、補助事業で漁港の整備を行う場合には、海岸法上、漁港区域への編入手続が必要となると思われまので、事務的に複雑な協議となることが予想されております。

3番目ですけれども、現在の調整水域下流にあります排水樋管を全面改修し、漁船が通れる構造物を設置するとなりますと、大規模な事業となることが考えられます。

以上のような3点の課題がございますので、事業実施に当たっては調査、検討を十分に行う必要があるかと思っております。

続きまして、飯田港の避難港として整備ということですが、飯田漁港における防波堤の整備は、平成10年から12年にかけて防波堤のかさ上げ工事を実施してきたところでございます。

これまで未整備でありました延長約10メートルの堤防のかさ上げ工事につきましても、今年度に整備を予定しております。

避難港としての防波堤整備についてですが、まず、避難港として利用できない原因は、外海からの波によるものなのか、または防風による防波堤内側水域の波浪によるものなのかを調査した上で、防波堤の整備、防風ネットによる風対策などについて、整備方法を検討する必要があると考えております。

なお、実施計画ですけれども、平成26年と27年に調査、設計を計画いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

済みません。森田課長には難題ばかりで。よろしく願いしておきます。

最初の6次産業化について、参事さんの答弁をお願いいたしたいと思えます。

先日、稲富議員への答弁で、さっきも部長のほうからありましたけれど、アスパラガスの商品化の試験というか、それから、花嫁の喜びってすばらしいですね、ミカンの花、甘酸っぱい香りがして、本当にかんきつ香って、いい香りだと思っております。それに葉っぱ、新葉ですね。ちょっとだけ苦みがありました。私もてんぷらして食べてみました。ミカン関係に携わってございましたけれど、実はいっぱい食べてございましたけれど、葉っぱを食べたのは初めてでありましたけれど、何とか食べられます。ちょっと花びらを食べ損なったのが残念

ですけれど。

結納金と言ったのは、桜茶のことがあったものですから、結納金って、ちょうど出てきたんですけれど、ミカンの話が結納金になって、参事が県庁に帰るときは、逆に手切れ金をいっぱい持っていかれるように、商品化をしてもらいたいと思っておりますけれど、花びらの塩漬けとかという考えはなかろうかと思っておりますけれど、今現在の既存のミカンの木の花びらで、本当にいいのかな、既存の葉っぱでいいのかなということが私にはちょっと気がかりですけれど、いまいちこだわりが必要じゃなかろうかと思っておりますけれど、参事、いかがでしょう。

○議長（中西裕司君）

橋口農林水産課参事。

○農林水産課参事（橋口 浩君）

今言われたとおり、花については、つまものとして考えておりますし、葉っぱについては食べるというようなことで考えております。

やはり、こういった戦略を考えていく上では、栽培上こだわりを持っていきたいというふうに考えておりますし、先ほどありました、花びらですけれども、実際、私も食べてみたわけですけれども、やっぱりほろ酸っぱい、甘い香りがするというようなことで、実際これも今、部内のほうでは話をしておりますけれども、商品化していきたいということで、加工のほうに向けて今後対応していきたいというようなことで考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

そういうことで、もういっちょこだわりたい、余りこだわる人間じゃなかつたですけれど、こだわりたいと思います。

現在、農協関係、JA関係でも、エコ栽培とか、特別栽培とか、先般、環境保全型農業、有機栽培というようなことで農林水産大臣賞の件もありました。できれば、そういうふうなことでと思い、その認定というか、取り組み状況をお示しいただいたわけですけれど、国の認定、JAS規格、さっき申し上げた有機農産物の検定認証制度をとっておられる方は鹿島市内で1人ということ。その1人が農林水産大臣賞をとられた。もちろん、この方は6次産業という実現をされていると思っておりますけれど、2つ目に、佐賀県の特別農産物認証制度が21件、さっき申し上げた特別農法ということでエコファーマーの認定が350名というような状況でありますけれど、ぜひ、こういうふうなこだわり、特別栽培ぐらいはとって、そうすることでミカンの葉っぱも、実も、花も、農薬はほとんどかかっておりませんよというよりも、全くかかっておりませんというのが私は希望ですけれど、そういうところでの対応というのはいかがでございましょうか。

○議長（中西裕司君）

橋口農林水産課参事。

○農林水産課参事（橋口 浩君）

今議員御指摘のとおり、現在のミカンの栽培につきましては、3月から4月におきまして病虫害防除で3回程度農薬防除がされておると。実際、今回につきましても、新葉を市場のほうに持ち込んだときに、栽培履歴を求められた経緯もございます。

そういうようなことを考えていきますと、花なり新葉、摘果ミカン、そういうようなものの商品化を考えていくと、有機栽培、先ほどありましたけれども、有機栽培の認証を受けるためにも、3カ年間の無農薬、それと無化学肥料をしないと認証を得られないというようなことがありますし、また、県の特別栽培認証制度につきましても、県の基準を厳守するというようなことがございます。それらに適合した栽培をすることによって、その辺については安全・安心の観点上、非常にPR性があるんじゃないかなというふうに思っております。

また、そういうことをすることによって、本来であります鹿島ミカン全体の底上げにもつながってくるんじゃないかなというようなことを考えておりますので、関係機関の指導を仰ぎながら、技術確立に図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

ありがとうございます。

時間がありませんので、ちょっと、また次の機会に回すところもありますけれど、今現在、かなり荒廃園もふえてきているんだというのは、少子化と同じように、逆に高齢化によって荒廃園がふえてきているというような点も否めないところじゃなかろうかと思えます。改植事業がことしから新たに制度が改正されて行われる。JAの技術員さんにお尋ねしますと、10町ぐらい改植ができるんだというような話も聞いておりますから、その改植園でできれば花、葉、摘果ミカンというか、の特別栽培園を10アールずつでも結構ですから、お願いをしたいという思いで、技術員さんとお話し合いをしたい思いでございましたけれど、ちょっと済んでおりませんから、これは次回に回したいと思っておりますので、そういう取り組みもぜひしていただきたいと思えます。

それが、うちのミカン園は花も葉も摘果ミカンも、そしておいしい13度のミカンも、13度じゃ樋口市長は足らんといいんさっかもしれんですけれど、金になって、実だけじゃ200千円にしかならんばってん、花と葉っぱでまた200千円、摘果ミカンで100千円、500千円ばいとか、そういうふうな園地づくりも可能じゃなかろうかという思いがしますから、その点また、JAの技術員さんとお話をしてから、次回に橋口専門員さんと対話をしたいということ

をお願いします。

ここで、ひとつ樋口市長に、農業参入を考えられている大企業との連携を考えられませんかということで、お尋ねしたいと思います。

それは、ほんのこのごろ、ちょうど資料を取り寄せました。J R九州グループが農業参入についてということで。大分においてニラ栽培を行う農業法人設立、平成22年4月1日、J R九州ファーム大分、子会社のようなところでしょうけれど、販路はJ Aおおいたへ販売委託ということであるようです。それともう1つ、これはぴかぴかの新しい情報ですけど、甘夏づくりを始めます。大分県臼杵市。最初は8アール程度ですけど、小面積ではありますが、やはりあそこら辺もかなりミカン園の荒廃というのが広がっているんじゃないかなと思うんですけど、そこもまた、J R九州、大分がというようなことで。

先日、だれかの質問に答えられていた市長が、J R九州の石原会長とは大学の同期かいとか、ちょこっと聞こえました。そういうつながりがあればですね。駅舎の問題もあります。鹿島駅はJ R九州が何でんしてくれたばい、駅前まで、そして、広大なミカン園地までというようなことができんやろうかという思いですから、樋口市長やったら、ひょっとしたらできるかもしれないなというような思いで、市長にお尋ねをいたしたいと思いますけれど。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

まず、具体的にJ R九州とおっしゃいましたけれども、ああいうレベルの企業ですよ。ああいうことをやっている企業が農業に参入することについてどうかと。これは、今回のお尋ねの趣旨から外れますから、土地のことはちょっと別にしましょう。

一番の問題は、私は技術だと思っています。そのときに、どの程度の技術の裏づけがあって、今おっしゃったような、例えば、大分でやっておられるものというのは情報がございませんから、たまたま長崎、これは島原だったですかね、九電がやっておられる農場がございますから、そっちのほうで知っていることからお話しをしますと、いきなり全くの、わかりやすく言えば素人の、突然そこで経営をされるということは、非常に難しいと思います。それは、大きな企業であろうと、小さな企業であろうと、あるいは個人であっても、そのためにはある程度の期間、研修をしたり、経営のための技術の勉強をされるということが必要なことは、もう農業にかかわっておられるから御承知だと思います。だから、現地で経営だけやっておられて、作業は農家がやっておられるのかどうかということがポイントになると思うんですね。

当面、私は、今みたいなお話が来たとすれば、2つのことを申し上げたいと思います。農業経営の中のどの部分に興味をお持ちなのかね。土地というものについて興味をお持ちだっ

たら、ちょっと心配だなという部分があるんです。土地というのは、流通を基本的にしませんので、荒れ放題になったら終わりになってしまいます。再生がなかなか難しいと。むしろ、自分ところの現在持っておられるいろんなノウハウございますね。そこを活用したいと、ウイングを広げるんだということで興味をお持ちでしたら、乗ってみてもいいのかなと思っています。

したがいまして、今お話があったJRの、たまたま石原さんと名前が出ましたけど、石原さんと話したときは、駅舎ももちろんお話しもしましたが、それ以外でひょっとしてお話が、お話のついでだから御紹介をしておきますと、全国に出先をお持ちなんですよ。当然、駅というものををお持ちですから、津々浦々に。そこで、直接ではございませんが、大きなところではキオスクというものについて、かかわりを持っておられると。つまり、私はこの販売網は活用できるんじゃないかという話を石原さんとはいたしました。そのときに、自分のところの販売網のニーズと鹿島が持っている商品とが結びつけられれば、協力もしてもいいという話がありまして、これはもちろんアイデアの段階ですけれども、例えば、鹿島でできた産物を加工した商品、そのとき話題になりましたのはお酒だったんですけれども、たまたまお酒をわかりやすくテーマにしたんですけれども、話をして、マッチングができれば、こちらは供給を責任を持つというか、一応、担当すると。JRのほうは販売網というんですか、輸送も担当できるわけですから、そういうルートを責任を持つと、そういうことができないかねという話はした経緯がございます。

したがいまして、いきなり農業に入ってくるという話が来ましても、どこにどういう興味を持って、何を得意わざをお互い生かそうとして、どういうメリットが双方にあるのか、きちんと整理すれば、私は受けられない話ではないんじゃないかと思っております。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

済みません。最後です。お許してください、議長。

きょうまでの一般質問の中で、第5次総合計画の執行において、いろんな面で鹿島市は他市と比べ周回おくれであるような話題もあっておったかと聞いておりますが、私が過去4年間を個人的に私なりに振り返りますと、地方議会、二元代表制の片一方の言論の府である議会が十分な働きがなかった、機能していなかったと反省しています。今から4カ年間、樋口市長と中西議長代表する鹿島市議会が第5次総合計画が確実に執行できるよう、議会と十分に議論していただけるものだと思っております。

周回おくれのトップランナーでもいいんじゃないですかということで、執行部の皆さん、よろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

今、後ろにおられる中西議長自身が、何かこのことについて質問したいのか、お話をしたいのかという心もありますので、時間をちょうだいしてお答えいたします。一言だけお話をしておきたいと思います。

基本条例と、そういうまちの総合計画、これの関係を非常によくわかりやすく整理したので、大阪市立大学の阿部昌樹さんという先生が両者の関係を整理した論文を公表されていますので、これをまた紹介すると大変になりますから、お名前だけ紹介しておきます。御興味がございましたら、ぜひ読んでいただきたいと思いますが、この中に、今お話があったことにストレートにお答えする表現がございます。これは、基本計画、総合計画と呼ばれるもの、これと基本条例が市のといいますか、まちづくり、市民が一緒になってまちづくりをする、車の両輪であるという表現がとられていますので、ぜひごらんになっていただければと思います。

○議長（中西裕司君）

以上で8番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明30日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時55分 散会